

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月15日

神戸市長宛

提出者
住所 神戸市西区神出町田井3-1
氏名 兵庫県企業庁利水事務所
所長 長田 二郎
電話番号 078-965-1717

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	69J050 1039 兵庫県企業庁利水事務所 神出浄水場
事業場の所在地	神戸市西区神出町田井3-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	3611 上水道業
② 事業の規模	水道用水生産量 26,046,375 m ³ /年
③ 従業員数	13人(令和6年4月時点)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	26,500 t	t
	(これまでに実施した取組) 浄水処理薬品の効率的な注入に努め、汚泥発生量の削減を図った。 また、天日乾燥床における上澄水の早期排水を実施し、乾燥効率を高めた。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	29,400 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き浄水処理薬品の効率的な注入に努め、汚泥発生量の削減を図る。 また、天日乾燥床における上澄水の管理を徹底し、乾燥効率を高める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。		
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	46 t	t
	(これまでに実施した取組) 浄水発生土を緑化材の原料としてメーカー等に売却した。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	40 t	t
	(今後実施する予定の取組) 浄水発生土を緑化材の原料として販売予定		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	24,796 t	t
(これまでに実施した取組) 天日乾燥床における乾燥効率を高めるため、上澄水の早期排出及び施設の適切な維持管理を行った。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	27,800 t	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き、天日乾燥床での乾燥効率を高めるため、上澄水管理及び施設の適切な管理を行う。			

(第4面)

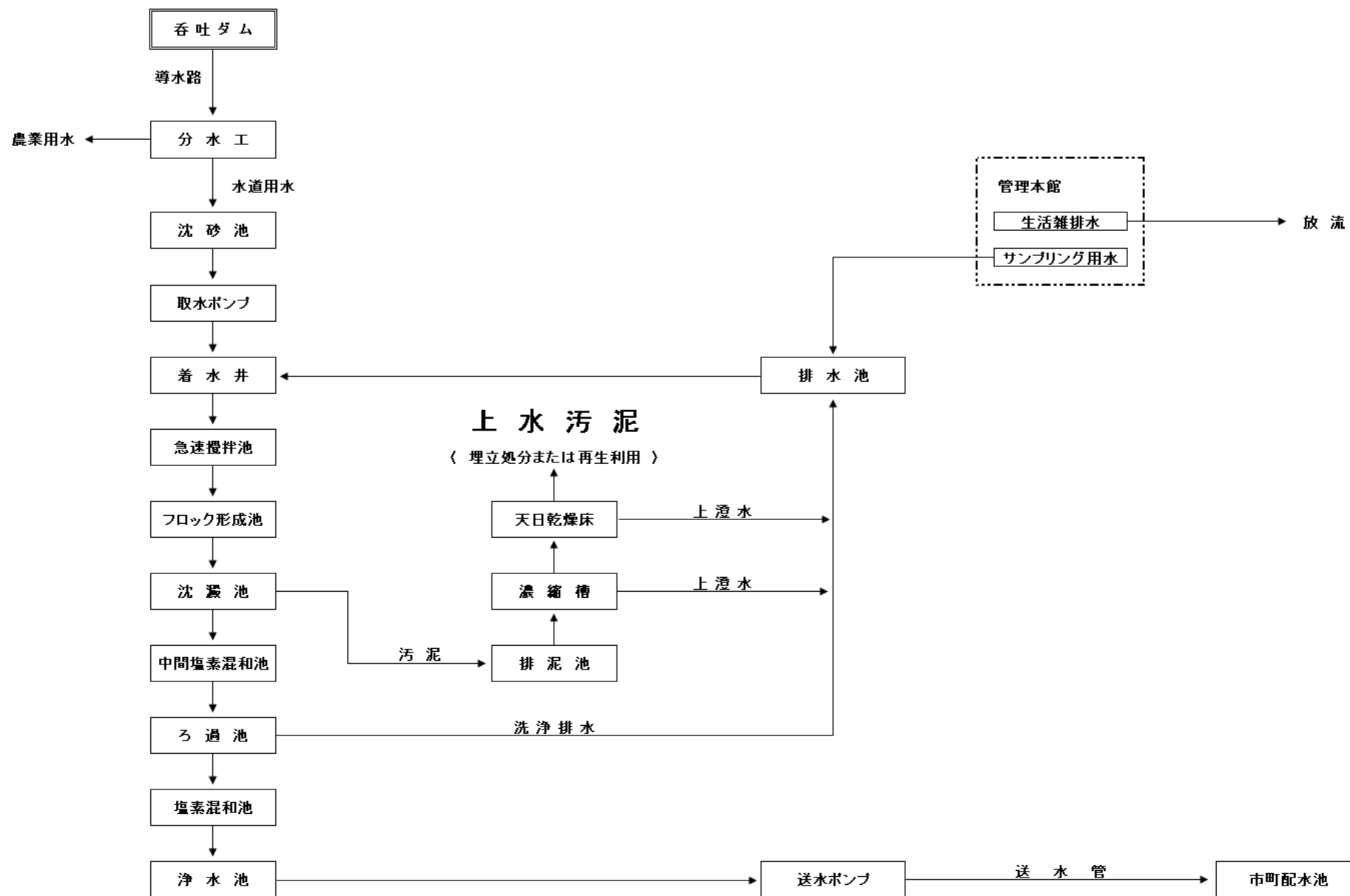
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	1,658 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	2,060 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

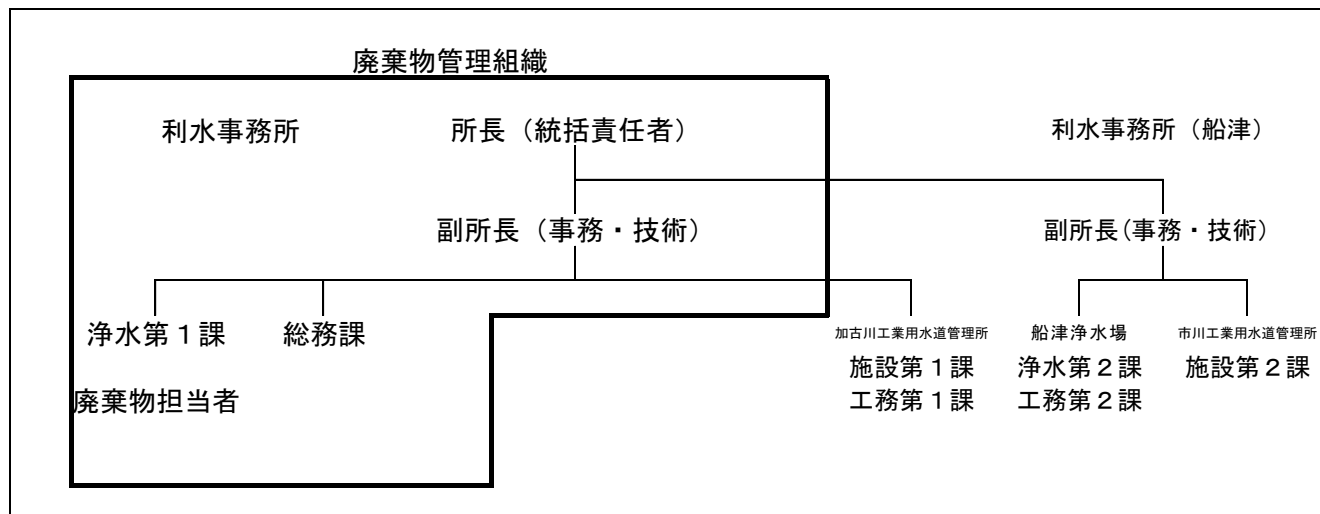
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項
産業廃棄物の一連の処理工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図



役割分担

統括責任者	所属 利水事務所 所長
廃棄物担当者	組織名：浄水第1課 組織人数： 6名 浄水第1課担当者
役割	廃棄物処理統括責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結
	廃棄物担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理計画書の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 職員に対する教育・啓発 ・ その他関係する事項